



2024年 第23回全日本49erクラス選手権大会、第9回全日本49erFXクラス選手権大会

Notice to Competitors

Number: 03

Discretionary Penalty [DP] Policy

Source: Protest Committee

Published: 2024-10-19 06:57

Notice:

艇の違反に対する裁量ペナルティガイドライン

1. 全般

1.1 違反に対する適切なペナルティを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、そのペナルティはゼロ点(ペナルティなし)から DNE の範囲に及びます。ペナルティの決定は、このガイドラインに沿って決定されます。

1.2 裁量ペナルティは単なる標準ペナルティのリストではありません。ペナルティは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整する必要があります。全体的な考え方は、特定の違反に対する基本的なペナルティを決定し、次に状況に応じてペナルティを増減するということです。

1.3 推奨される基本ペナルティは添付の2つの表に記載されています。これらは、一般的な特定の違反の基本バンドと、特定の違反がリストされていない場合に使用される一般的な質問への回答を示しています。特定の違反に対するペナルティの領域が提案された場合は、その一般的な質問を使用して、特定の違反に対するバンドを決定します。

1.4 ペナルティは4つのバンドに分けられ、その中点は通常の基本ペナルティです：

- (a) バンド 1 - 0-10% (中点 5%)
- (b) バンド 2 - 10-30% (中点 20%)
- (c) バンド 3 - 30-70% (中点 50%)
- (d) バンド 4 - DSQ / DNE (初期値 DSQ)

1.5 先ず、以下の表を使用して適用されるバンドを見つけます。「基本ペナルティ」がバンドの中点だと考えてください。次に、バンド内のペナルティを増加または減少させる理由があるかどうか、またはバンドを変更するかどうかを判断します。

1.6 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティの軽減につながります。

- (a) 違反は偶然であったか？

(b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？

(c) 違反は競技者自らから報告されたか？

(d) その艇の乗員や支援者以外の誰かが、その違反行為の原因となったか？

1.7 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの加重につながります。

(a) 違反は繰り返されたか？

(b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？

(c) 違反を隠そうとしたか？

(d) 誰かに迷惑をかけたか？

1.8 プロテスト委員会はペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることがあります。

1.9 ペナルティーを計算して適用するには：

(a) 裁量ペナルティーは、リタイアまたは DSQ の得点より悪くはならない。

(b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

(c) 違反が艇の性能に影響した場合、抗議が全てのレースにおいて有効である限り、影響した全てのレースにペナルティーが課される。

(d) 違反が艇の性能に影響なく、とりわけ大部分が手続き上の問題であった場合には、規則 64.2 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

2. 裁量ペナルティーの基本ペナルティーバンド

2.1 通常はバンドの中央値が基本ペナルティーとなります。

2.2 リストにない違反行為やバンドが範囲で提示されている場合は 2 番目の表を参照してください。

| 安全性

| ・陸上に残るときにレース事務局に通知しなかった。 | 1

| ・リタイア報告の要件を順守しなかった（未通知、報告書の未提出、抗議タイム・リミット後の報告書提出、または出艇・帰着の申告漏れ） | 1

| ・違反により捜索や救助活動が発動された場合 | 4

| ・係留-指定された場所にいなかつたが、主催団体に自ら申し出た艇 | 1

| ・係留-即座に主催団体に申し出なかつた艇 | 2

| ・商業船航路を回避していなかつた | 1-4

| ・レースをしていないときの個人用浮揚用具の長い期間の未着用 | 1-2

| 行動規範

| ・大会役員の妥当な要求に応じなかつた | 2-4

| ・指示に従わなかつた、適切な注意を怠つた、または付属機器の機能を妨害した | 1-4

| 離岸

| ・陸上に留まる指示に従わなかつた（例：AP over H、D 旗） | 1-4

| スタート

| ・スタートエリアを回避しなかつたが、レース艇は妨害しなかつた | 1

| ・スタートエリアを回避せず、RRS 23.1 に違反した | 4

| 装備の検査

| ・指示に従わなかつた-せざるを得ない事情やもっともな理由がある | 1

| ・指示に従わなかつた-せざるを得ない事情やもっともな理由がない | 3

| 乗組員または機器の交換

| ・指示に従わなかつた-せざるを得ない事情やもっともな理由がある | 1

| ・指示に従わなかった-せざるを得ない事情やもっともな理由がない | 3

| ・乗員または装備を不適合な乗員または装備に交換した | 4

| 識別と広告

| ・必要に応じてイベントステッカーを貼り付けていない（広告、バウ番号、識別マークなど）

| 2-4

| ・イベントステッカーは貼り付けてあるが、正しい位置ではなかった（主催団体から提供された場合は 0%） | 1

| ・必要に応じて bib を着用しなかった | 1-2

| ・国旗を貼り付けていなかった | 1

| ・国旗は貼り付けてあるが、正しい位置ではなかった | 1

| ・国旗は貼り付けてあるが、クラス規則に従い承認されたメーカーによって製造されたものではなかった | 1

| 無線通信

| ・全ての艇に利用可能でない、無線やデータ、または携帯電話のメッセージの送受信を行った | 3

| ごみ処理

| ・意図的にゴミを廃棄した | 1-4

| ポジショニング装置

| ・必要に応じて、または出艇・帰着申告において、装置の回収または返却をしなかった | 1

| ・設置されていないか、または設置説明書に従っていない | 3

| ・装置は設置されていたが、その機能が妨害されていた | 4

| クラス規則

| ・セール番号と国を示す文字に不備があった | 1

| ・セールストッパー（ブラック・バンド）が無いが、または適切ではない位置にあった | 2

| ・バンドを越えてセールを展開した | 3

| ・製造業者が供給および統制する装備を改変した | 3

| ・禁止されるハル/フォイル表面の整形または再仕上げを行った | 4

| ・登録されていない装備を使用した（ただし認証されている） | 3

| ・安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備であった | 1-4

| ・禁止された GPS またはその他の電子機器を使用した | 4

| ・認証されていない装備を使用した | 4

| ・補正おもりがない、または、正しくない位置にある | 4

| ・規定された許容範囲を超える装備（損傷または通常の損耗を除く） |

| ○艇速に影響する可能性がなかった | 1

| ○艇の性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無かった | 2

| ○艇の性能に明らかな影響がある | 4

3. 一般的な質問

3.1 上記の表に特定の違反がない場合、または上記の表において複数のバンドを示している場合に使用します。

| 違反行為が危険を及ぼす可能性があったか？

| いいえ | 1

| 及ぼす可能性はあったが、確かではない | 2-3

| はい。 | 4

| その艇が、競技上の有利を得ていないことを証明できますか？

| はい、有利を得た可能性はなかった | 1

| いいえ、有利を得た可能性はあるが、明らかではない | 2-3

| いいえ、明らかに有利を得た | 4

| **その違反行為が、セーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？**（注：スポーツの名誉を傷つけ可能性があるとジュリーが判断し、特に他の規則が適用されない場合、RRS69に基づく処置を検討する。）

| いいえ | 1

| 懸念されるが、確かではない | 2-3

| はい。 | 4

| **その違反行為が損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？**

| いいえ | 1

| 可能性はあったが、確かではない | 2-3

| はい。 | 4

支援者の違反に対する裁量ペナルティーガイドライン

1. 全般

プロテスト委員会が審問において、支援者が規則または現地の規則に違反したと判断した場合、RRS 64.5 は、支援者へのペナルティーや明らかな場合には艇へのペナルティーを規定しています。裁量のペナルティーは、単なる標準ペナルティーのリストではありません。一貫性を維持しながら、ペナルティーを正当なものとして調整する必要があります。全体的な概念は、特定の違反に対する基本的なペナルティーを確立し、状況に応じてペナルティーを増減することです。不正行為の場合、支援者と支援艇に対するペナルティーは RRS 69 に従って決定されます。

2. 支援者に対する裁量ペナルティー

2.1 ペナルティーは次の5つのレベルに分けられます。

レベル1：警告

レベル2：その支援者を1レース以上、出艇させない
レベル3：その支援者を1日以上、出艇させない

レベル4：その支援者を1日以上、大会会場に入れない

レベル5：その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない、および/または、RRS 69 に基づく不正行為でその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる。

2.2 裁量ペナルティーの基本ペナルティー

| 安全性 | レベル

| ・すべての安全装備を搭載していなかった | 2-4

| ・支援者への通告後に従わなかった | 4-5

| ・乗艇する全員分の十分なライフジャケットを搭載していなかった | 3-5

- | ・ライフジャケットを着用していなかった、または水上において乗客がライフジャケットを着用しないままだったが、初めてであった | 1-3
- | ・陸上または水上のいずれかで警告したが、遵守しなかった | 3-4
- | ・水上においてキルコードを装着していなかったが、初めてであった | 1-3
- | ・陸上または水上のいずれかで警告したが、従わなかった | 3-5
- | ・適切な保険に加入していなかった | 3-5
- | ・指定されたドライバーは、モーターボートの運転免許証を持っていない | 3-5
- | ・認められていない人員が乗艇していた | 2-4
- | ・機器、機器の一部、ブイ、標識、または同様の物品を永久に水中に放置した | 3-5
- | ・ボートエンジンまたは船体の両側に MNA の識別を表示していなかった | 2-4
- | ・制限速度を含む地元ハーバーの規制を順守しなかった | 1-5
- | ・不適切な行動、危険な行動または不適切な慣行、または競技の公平性または安全性に影響する行動に関与した | 3-5
- | **セーリング会場と制限区域** |
- | ・進水または着岸のために指定されたエリアを使用しなかった禁止された区域に駐車またはトレーラーを置いたままにした | 1-2
- | ・セーリング会場内に未登録の支援艇がいた | 3-5
- | ・立ち入り禁止区域の外に留まらない、または指定区域内に留まらなかった | 3
- | ・レース中のボートに干渉した | 3-5
- | ・レース中のボートの近くで引き波を最小限にしなかった | 1-3
- | ・故意にゴミを水中に捨てた | 3-5
- | **電子機器と通信** |
- | ・VHF ラジオ、タブレット、携帯電話、またはその他の通信機器の不正使用 | 2-5
- | ・VHF を介した不適切な通信（RC への妨害） | 1-2
- | ・冒とく的な表現または口汚い表現（RC、TC、OA、プロテスト委員会または他の支援者に対して） | 1-5
- | ・許可なくドローンを操作した | 2-5
- | ・技術的なドーピング：情報（すなわち気象）、ハードウェア（すなわちボート）、および選手を含む、パフォーマンスを向上させるための非倫理的な方法や技術などを使用した | 2-5
- | **その他** |
- | ・その他の指示に従わなかった | 1-4
- | ・レースオフィシャルからの合理的な要求に応じなかった | 1-5

3. 艇に対する裁量ペナルティー

3.1 プロテスト委員会は、RRS 60.3 (d) または 69 に基づき支援者の違反における審問の当事者である艇に対して、あるレースでのその艇の得点を DSQ 以下に変更することによりペナルティーを与えることもできます。ペナルティーを決定する際、プロテスト委員会はこのガイドラインに基づきます。

3.2 ペナルティーは 4 つのバンドに分割され、中間点は通常の基本ペナルティーです：

- (a) バンド 1 - 0-10% (中間点 5%)
- (b) バンド 2 - 10-30% (中間点 20%)
- (c) バンド 3 - 30-70% (中間点 50%)
- (d) バンド 4 - DSQ

3.3 先ず、以下の表を使用して適用されるバンドを見つけます。プロテスト委員会は、ペナルティーを増加または減少すべきかを決定するために他の質問をすることがあります。「基本ペ

ナルティー」がバンドの中間点にあると考えてください。

| **その艇は競技上の有利を得たか？** | **バンド**

| 有利を得た可能性はない | 1

| 有利を得た可能性はある | 2-3

| はい、明らかに有利を得た | 4

| **プロテスト委員会が事前の審問に続いてペナルティーが課せられる可能性がある」と書面でその艇に警告した後、支援者が更なる違反を犯した。その違反行為により損傷または負傷が発生する可能性はあったか？** |

| いいえ | 1

| 及ぼす可能性はあったが、確かではない | 2-3

| はい | 4

| **その違反行為により安全性が損なわれる可能性があったか？** |

| いや | 1

| 可能だが確かではない | 2-3

| はい | 4

| **その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？** |

| いや | 1

| 可能だが確かではない | 2-3

| はい | 4

ペナルティーを計算して適用するには：

(a) 裁量ペナルティーは、リタイアまたは DSQ の得点より悪くはならない。

(b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

(c) その違反が競技上の優位性に影響を与えた場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。

(d) その違反が競技上の優位性に影響を与えない場合には、規則 64.2 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

3.4 プロテスト委員会は、違反に対して適切なペナルティーを決定する裁量権を持ちます。それは、警告を与えることから当事者を大会から排除することまで、または当事者が有する特権または特典を剥脱すること、または規則で定められた権限内で他の処置を取ることです。

以下の質問に対する答えによって、ペナルティーを増加または減少させる理由があるかどうかを判断します。

以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの軽減につながります。

(a) 違反は偶然であったか、または回避できなかったか？

(b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？

(c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか？

(d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか？

以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの加重につながります。

(a) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？

(b) 違反を隠そうとしたか？

(c) 誰かに迷惑をかけたか？

(d) 支援者は更なる違反を犯したか？

プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることがあります。

Kenta Hayashi
Chief Judge

Printed at 2025-04-06 08:37